

2014年11月4日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第12回

「カウンターシクリカル資本バッファ」とは？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第12回は、カウンターシクリカル資本バッファの内容を解説します。

1 好況時に将来発生しうる巨額損失に備えて上乗せ

金融危機の契機は、サブプライム・ローンの過剰供与によるバブルの崩壊がもたらした巨額損失の発生ということができます。

バーゼルⅢでは、こうした事態を防止すべく、総与信の過剰な拡大等による金融システム全体のリスクの積み上がりに対し、銀行セクターを将来的な損失から守るため、バッファとしての資本を持つ枠組みとして、「カウンターシクリカル資本バッファ」を導入しています。これは、言うなれば、バブル崩壊時の備えとしての資本区分です。

カウンターシクリカル資本バッファの位置付けは、資本保全バッファ（[第11回](#)参照）の拡張です。そのため、原則として、資本保全バッファと同様に普通株式等 Tier 1 で充当する必要があります。もっとも、バーゼル委が追加でガイダンスを公表することにより、普通株式等 Tier 1 のほかに、「その他の完全に損失吸収力のある資本」での充当も認められる可能性があります¹。

カウンターシクリカル資本バッファの水準は、0%から2.5%の範囲で、各国の裁量により設定されます。

各国当局は、「総与信/GDP比のトレンドからの乖離」を共通の指標として見ながら、他の適切な指標も参考として、カウンターシクリカル資本バッファの設定が必要かどうかを判断します。当局がカウンターシクリカル資本バッファを設定する場合には、銀行は事前予告から1年以内にこれを積み上げることが求められます。

このように、カウンターシクリカル資本バッファは、常にその積み上げが求められるわけではなく、バブル時（過剰な好況時）にその積み上げが求められ得るものです。まさしく、銀行に対して、「調子のいい時に調子に乗らない」ことを求める枠組みといえるでしょう。

なお、カウンターシクリカル資本バッファの実施スケジュールですが、資本保全バッファと同様に、2016年から2019年にかけて段階的に実施されます（[第8回](#)参照）。

1) 本稿執筆時点（2014年11月4日）では、バーゼル委による追加のガイダンスは公表されていません。そのため、「その他の完全に損失吸収力のある資本」の内容は、未だ明らかになっていません。

2 社外流出の制限

繰り返しになりますが、カウンターシクリカル資本バッファの位置付けは、資本保全バッファ（普通株式等 Tier 1 で 2.5%）の拡張です。そのため、資本保全バッファと合わせて普通株式等 Tier 1（又はその他の完全に損失吸収力のある資本）で 2.5%（カウンターシクリカル資本バッファが 0% の場合）から 5%（カウンターシクリカル資本バッファが 2.5% の場合）というバッファ水準を割り込んだところで、直ちに業務改善計画の提出等の早期是正措置を課されるわけではありません。

ただし、バッファ水準を割り込み、普通株式等 Tier 1 比率の合計（最低所要水準＋資本保全バッファ＋カウンターシクリカル資本バッファ）が 7%（カウンターシクリカル資本バッファが 0% の場合）から 9.5%（カウンターシクリカル資本バッファが 2.5% の場合）を下回った場合、その程度に応じ、配当、賞与、自社株買い等といった資本の社外流出に制限が課されます（[図表 1](#) 参照）。

図表 1 バーゼルⅢ：カウンターシクリカル資本バッファのバッファ水準を下回った場合

普通株式等 Tier 1 比率 (最低所要水準＋資本保全バッファ＋カウンターシクリカル資本バッファ※) 【カウンターシクリカル資本バッファが 2.5% に設定されている場合】	社外流出の制限割合 (利益対比)
バッファの第 1 四分位内【4.5%～5.75%】	100%
バッファの第 2 四分位内【5.75%～7.0%】	80%
バッファの第 3 四分位内【7.0%～8.25%】	60%
バッファの第 4 四分位内【8.25%～9.5%】	40%
バッファの上限超【9.5% 超】	0%

(※) カウンターシクリカル資本バッファについては、普通株式等 Tier 1 に加えて、その他の完全に損失吸収力のある資本を含みうる。

(出所) 金融庁資料等より大和総研金融調査部制度調査課作成

[図表 1](#) のように、カウンターシクリカル資本バッファが 2.5% に設定されているケースで、仮に資本保全バッファとカウンターシクリカル資本バッファの合計が 1.25% を下回った場合、すなわち普通株式等 Tier 1 比率の合計（最低所要水準＋資本保全バッファ＋カウンターシクリカル資本バッファ）が 5.75% を下回った場合²⁾、社外流出が一切認められないということになります。

以上

次回（第 13 回）は、バйлインの内容を解説します。

2) 資本保全バッファとカウンターシクリカル資本バッファを自己資本に算入する前提として、普通株式等 Tier 1 比率 4.5%、Tier 1 比率 6%、総自己資本比率 8% の最低所要水準を達成していることが求められます（[第 10 回](#) 参照）。